市場の諸段階:貨幣、裁定、および エンフォースメント

横 山 和 輝

要旨

市場の歴史における最初の重要な分岐点は貨幣が普及する局面である。日本では14世紀前半までに貨幣が用いられるようになる。その際、購買力の差、あるいは商人の営業範囲の差などにより複数の市場圏が混在する状況が発生する。やがて各地域をまとめ全国を統一する政権が登場する。契約のエンフォースメントに関する制度変化プロセスを経て、全国市場形成への道を進むが、制度設計の失敗は全国市場形成を阻むことになった。市場統合は明治維新を経て1900年頃には実現する。

JEL Classification: G32, N25.

Keywords: 貨幣; エンフォースメント; 裁定; 律令制; 荘園制; 全国市場; 享保の改革; 明治維新.

1 はじめに

市場は、財・サービスの売り手と買い手にとって、マッチングの場であり、交渉の場であり、価格が形成される場さらには決済と受渡しを行なう場である。完全競争市場であれば最適資源配分が達成される。しかしながらそのような機能が達成されるのは稀であり、歴史を紐解けばそれはなおのことである。あるいは市場の失敗を防ぎ、あるいは不確実性を軽減するため、市場取引をめぐる様々な工夫が施されてきた(Hicks 1969:McMillan 2003)。

市場を有効に機能させる歴史的な条件として、Hicks (1969) は第1に貨幣の利用をあげている。 Kiyotaki and Wright (1989;1991;1993) は、サーチ・コスト (search costs) の問題に着目しつつ、物々交換経済から貨幣経済へのシフトが社会的分業の進展とそれぞれ関わり合いを持ちながら生じていることを突き止めている。この点で日本の歴史を紐解くと、貨幣経済の進展、商業を介した資源配分メカニズムが胎動した局面として14世紀前半が重要な分岐点といえる (網野1980;1994;2003).

[†] 名古屋市立大学大学院経済学研究科(kazky@econ.nagoya-cu.ac.jp).

本稿は、Kiyotaki and Wright(1989:1991:1993)のいう物々交換経済から貨幣経済へのシフトの次にどのような段階があるのかを日本の歴史になぞらえて考察し、貨幣、エンフォースメントおよび裁定に焦点を当てつつ、1つの時代区分論を提示するものである。

貨幣経済の黎明期においては、同じ財について地域的に分断された市場の間で異なる価格が形成されやすい。つまり貨幣経済がスタートしたからといって一物一価の法則(law of one price)が成立する訳ではない。自由な裁定(arbitrage)を阻む制度上の要因がある。これらの制約が緩和されると、各地の価格は連動する(持田 1970;寺西 1982;1991;2003;岡崎 1999;Acemoglu, et al. 2003;Che and Facchini 2004;Okazaki 2005;Mitchener and Ohnuki 2007)。これが市場の統合化(market integration)である(Barrett 2001;Fackler and Goodwin 2001)。戦国大名による楽市・楽座など地域限定的にエンフォースメントが機能していた局面から、豊臣・徳川政権という全国覇者の出現を通じて全国市場が形成する局面への推移がある。とはいえ徳川政権下では結局のところ一部の商人だけしか裁定に関与できず、明治維新(Meiji Reform)を待たねばならなかった。

以下, 第2節では貨幣, 第3節では市場圏の混在, そして第4節ではエンフォースメントに関する段階的制度変化とそれに伴う裁定機会の変化について整理する. 第5節において総括と展望を述べる.

2 貨幣、裁定、およびエンフォースメント

2.1 貨幣

ワルラス一般均衡理論の枠組みでは、財・サービスの情報を逐一入手できる人々が大規模な中央集権的な市場で取引することで様々な財・サービスの価格体系や取引量が決まる。しかし市場参加者はサーチ・コストに直面する。また、中央集権的な市場で情報を逐一入手できる市場参加者どうしが取引にあたるならば、あえて貨幣を用いる必要はなく、物々交換でも構わない。

Kiyotaki and Wright (1989; 1991; 1993) は、欲望の二重一致 (double coincidence of wants) の実現を促す手段として貨幣を定式化した¹⁾. ただし、モデル分析においては、誰も貨幣を使わないので取引に貨幣を受け取ろうとしない非貨幣均衡 (non-monetary equilibrium)、他の誰もが貨幣を受けとるだろうから取引において貨幣を受けとろうとする貨幣均衡 (monetary equilibrium)、そして複合的貨幣均衡 (mixed-monetary equilibrium)、これら3つの定常均衡をもつモデルを提示している.

¹⁾ 発展的なモデル分析として Jean, et al. (2010) など参照.

複数均衡ということは、ある1つの均衡にとって補完的な役割を果たす制度が成立している場合には、その均衡が安定的に持続することになる。非貨幣均衡が持続するということは貨幣がなかなか流通しない状況が継続するということである。補完的制度が形骸化するなりして補完的な役割を果たせなくなれば、均衡がシフトしうる。貨幣均衡から非貨幣均衡へのシフトは、貨幣が価値を失い物価が急上昇する事態、ハイパーインフレーションである(Banerjee and Maskin 1996;清水 2007)。非貨幣均衡から貨幣均衡へのシフトは、まさに物々交換経済から貨幣経済へと進展する歴史的プロセスそのものである。

Kiyotaki and Wright (1993) は、貨幣の普及を通じて社会的分業が進展する過程を定式化している。その分業体制のなかでも重要な役割を担うのが商人である。Watanabe (2010) は、生産者と消費者とがランダムにマッチングする状況よりも商人が介在する状況にメリットがある点をサーチコストの軽減とマッチング確率の上昇という側面から描いている。

2.2 複数の市場圏

貨幣経済といっても、それは各地域もしくはそれぞれの財・サービスごとに分権的な市場が発達するなかで進展していく². やがて市場が統合化されるとしても、しばらくの期間、分権化された局所的な市場圏がいくつも混在する状況が発生する.

Trejos and Wright (1995) や Shi (1995) は、Kiyotaki and Wright (1989; 1991; 1993)のモデルの設定を大幅に修正することなく貨幣の購買力 (purchasing power of money)を内生化している。局所的な市場圏それぞれで貨幣が用いられるというとき、本来なら各々の市場で用いられる貨幣は同一である必要はない。そしてそれぞれの市場ごとに、使用される貨幣の購買力が決定する。仮に全ての市場で同じ財貨を貨幣として使用していたとしても、各々の市場圏内で流通する貨幣量が異なるなど状況が異なれば貨幣の購買力も異なる。つまり一物一価が成立しない状況となる。

また、貨幣の購買力が均質だとしても一物一価の法則が成立しない状況が考えられる。それは買い手が不完全情報に直面している場合である(Burdett and Judd 1983)³. 売り手の提示した価格がある水準を超えれば取引に応じ、下回れば拒否するという価格水準を留保価格(reservation price)とよんでおく⁴. ここで、買い手が不完全情報下で売り手を探すとなれば、売り手は複数の価格を提示できる。留保価格を高く設定している少数の消費者に対してはその水

²⁾ 中央集権的な市場を取り扱う一般均衡理論と異なり、サーチの貨幣理論は分権的かつ局所的な市場を取り扱えるという利点がある (今井 2007).

³⁾ Head, et al. (2011) は、一物一価が成り立たない状況下では、実質価格の分布が同じままでも、名目価格が上昇した場合に価格を変更しない売り手が現れるという点から価格の粘着性(price stickiness)を議論している。

準の売値を提示するが、さらに留保価格を低く設定している消費者の数は多くなるであろうから、その場合は低い売値を提示すればよい.

そのような性質を潜在的に持つ局所的な市場圏が複数形成されているならば、それらを包含する全国的な領域においては、持続的に資源配分上のロス(dead-weight loss)が生じていることになる。

裁定が自由に行なわれ、一物一価の法則が成立するようになるためには、複数の市場に不特定多数の主体がアクセスできる制度整備が整う、さらに買い手の情報収集コストを低下させるほどに交通・通信技術が発達し度量衡基準が徹底される、といった条件が必要である。ただしその場合でも、一物一価が成立しない状況は起こりえる⁵.

2.3 エンフォースメント

North and Thomas (1973) および North (1990) は、西洋社会の経済発展を促進した要因に着目しつつ、公権力による財産権の保護(protection of property rights)の重要性を指摘した、財産権が保護されることで、人々は富を追求・蓄積する動機を抱く、加えて、誰かに財産権を侵害された者が、訴訟機関を通じて相手に懲罰を与えられるのであれば、さらに安心して富を蓄積できる。また、国家が特別な理由なくその富を奪うことがないようにコミットメントを与えておく必要もある。司法による懲罰を通じての財産権保護、これが公権力によるエンフォースメントである。

しかしながら国家権力が一切関与しない領域でも商取引は行なわれる。そのような例に11世紀の地中海商業がある。その担い手であるマグリビ商人(Maghribi traders)は不正取引を行ない解雇した相手を再雇用しないよう,不正履歴に関する情報を共有し結託していた。ここに着目したのがGreif(1993;2006)である。仮に再雇用する場合,不正の機会費用を高くするために通常より高水準の報酬を与える契約を交わさねばならない。したがって再雇用せずにいることがメンバー各位にとって得策となる。情報を共有しあって相手にペナルティを与えるという行動原理を,Greif(1993;2006)はゲーム理論の枠組みを用いて MPS(multiple punishment strategy)とよんだ。つまり,マグリビ商人らは MPS を採用し,契約を結んだ相手が不正行為を犯さずにいる,という組合せがサブゲームパーフェクト均衡(subgame-perfect equilibrium)となる。MPS に対し,情報を共有せず再雇用しない戦略は BPS(bilateral

⁴⁾ Stigler (1961) は、価格分布を所与として買い手が希望の価格で販売する売り手を探すモデルの定式化を 試みた、そのモデル分析を修正するものとして、Rothschild (1973) は、価格探しを追加的に1度行なうこ とで期待される価格低下が価格探しのコストを上回っている限り価格探しが行なわれるものとし、その際 に価格探しを停止する価格水準を留保価格とした。

⁵⁾ Shleifer (2000) あるいは加藤 (2003) は資産市場における裁定行動をひきあいに、市場参加者が合理的 行動を取らないことへの合理的説明を試みている。

punishment strategy)という。BPS においては MPS の場合よりも再雇用の際の報酬水準は高くなる。

国家による財産権保護であれ、私的秩序における MPS もしくは BPS であれ、エンフォースメントによる経済発展の促進を実証面で裏付けることは容易ではない。 MPS や BPS は再契約率や再雇用時の報酬水準といった定量把握が困難である。 国家による財産権保護となると、その法規定が他の改革と連動していることが多いため、個別に効果を識別することが難しい。司法制度の充実化ということで読み替えるならば法曹部門への人的資本投資を定量化することもできようが、その場合、人的投資と成長との内生性(endogeneity)の問題をどう解決するかという問題がつきまとう。 Haggard and Tiede(2011)は、これらの問題に留意して発展途上国を対象とする分析を行なったが、エンフォースメントの面での法整備が経済成長を促進したことを裏付けることができなかったと報告している。その一方で、岡崎(1999)、Acemoglu、et al.(2003)、あるいは Okazaki(2005)は契約のエンフォースメントに関する制度変化が裁定行動を促し、市場の統合化をもたらすことを示唆する実証結果を報告している。つまりエンフォースメントの制度変化が経済成長に影響を与える訳ではないものの、資源配分機能を改善するという可能性は指摘できる。

3 貨幣経済の進展

3.1 物々交換経済から貨幣経済へ

律令政府は8世紀から皇朝十二銭とよばれる鋳造貨幣を流通させようとしていたが、貨幣の利用が普及するのは13世紀から14世紀を待たねばならなかった(網野1980:1994:2003). 貨幣が現れてから、500年前後の時間を経て均衡シフトが生じたということになる⁷. 中央政府による貨幣の発行そのものが非貨幣均衡から貨幣均衡へのシフトを促した訳ではないのである(横山2011).

律令制は、Hicks(1969)の表現を使えば慣習と指令(custom and order)を通じて資源配分機能を実現する制度である。ことに律令政府は宗教的権威と軍事力を背後に、地方官として国司を各地に派遣して地方を支配下においた。中央政府が物資流通の中心的役割を担っていた一方で、各地での自発的な取引は活発とはいえなかった(永原 1980;石井 1991)。したがって、人々がサーチ・コストの問題に直面することはめったになく、それを軽減するはずの貨幣を必要とする機会に恵まれない。したがって、取引においては、他の人々が貨幣を受けとらないのならば自分自身も貨幣を受け取らない、という状態が持続する。

⁶⁾ 柳川 (2006. 11章) のサーベイ参照.

⁷⁾ あるいは長期にわたって経済が複合的貨幣均衡に留まっていたともいえる.

その律令制が形骸化することが均衡シフトの要因となった。そして律令制の形骸化は同時に 荘園公領制という新たな社会を導くことになった。

11世紀になると、藤原氏による摂関政治が到来により中央での出世を諦めた者の中には国司を再任(重任)しながら受領国司として任地に赴く者もいた。中央貴族からすればステータスの低い官吏であったが、徴税請負人として任地への介入を強め、生産物を徴集した。このため国司に支配される層のなかで、有力貴族・寺社に対し土地を寄進する、すなわち土地の収穫物を確保する権利を与え、その見返りとして在地領主として国司の介入を拒否できる権利(不輸租の権・不入の権)を得る者が現れた。有力貴族・寺社の重要な収入源となった土地を荘園という。荘園領主となった有力貴族・寺社がさらに別の有力貴族・寺社に荘園を寄進することもあった。荘園は鎌倉・室町政権下においても存続する。土地の寄進が相次ぐが、同時に田畑の売買も進むことになる。

在地領主にとっては、律令制からの離脱は律令政府による資源配分への依存を断ち切ることを意味する。そのため、何らかのかたちで荘園内の人々の生活を維持できるよう物資を確保する必要に迫られる。在地領主は、自らが指令を出して資源配分をコントロールしようとせず、市庭(市場)を定期的に開催させることにより交換を促すという選択肢をとった。

ここに、消費ではなく交換を目的とする財の生産が増える。そして財・サービスも多様化する。 麦を裏作とした二毛作が開始されるとともに、楮、荏胡麻をはじめとす手工業品原料の栽培も始まり、紙、油、織物、陶磁器、蝋燭、砥石、鋳物あるいは酒など、手工業品の生産が活発になる(網野 1980;桜井 2002a;笹本 2002)。財の多様化、社会的分業が進むことにより、人々のサーチ・コスト問題は深刻化する。この点では決められた場所と日程での定期市の開催はマッチングを促す策としては好都合といえる。

図1は1200年代から1320年代まで、10年おきに貨幣の普及率を描いたものである。これは鈴木(1999)が土地の売買を対象として算出したものだが、これを貨幣の普及率、あるいは貨幣の一般的受容性(acceptability)とみなすならば、14世紀初頭には70%を超えていることになる。社会的分業がさらに進むと取引履歴のない相手と交渉する機会が増えることになる。不正履歴を記録するコストを省くという意味で、マッチングを促す好都合な手段である。何よりこうして貨幣の普及率が上昇すること自体、人々が貨幣を受け取ることを良しとする状態を安定的に持続させることになる。こうして非貨幣均衡から貨幣均衡へのシフトが進んでいく。

このとき流通した貨幣であるが、中世ヨーロッパ社会のように複数の領主層が貨幣を鋳造・ 発行するということはせず、中国からの輸入銭を交換手段として用いることで、中国の貨幣経

⁸⁾ 律令政府は、和同開珎から乾元大宝に至るまで、計12種類の貨幣を発行した。律令政府はしばしば物価 統制策を試みていたが、慣例的な相場とあまりに異なる交換比率が提示されたことで人々が貨幣を利用す る動機を失った(井上1999; 2000)。律令政府の流通貨幣量の管理については、竹内(2010)も参照。

⁹⁾ 取引履歴に関する議論として Kocherlakota (1998) のモデル分析も参照.

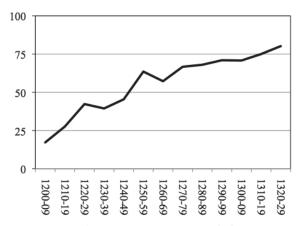


図1 土地の売買における銭の利用率 (%) の推移: 鈴木 (1999) の調査による

済と密接な関わりを持つようになった¹⁰⁾. そのきっかけは、平清盛の日宋貿易である¹¹⁾. 宋銭のほか、元や明との交易を通じて、元銭・明銭が大量にもたらされた¹²⁾. 14世紀には銭貨の流通範囲内において為替手形(割符)を用いた取引が行なわれ、その換金業務を行なう者も現れた(網野 1994;桜井 1994;1997;宇佐見 1999;早島 2006).

3.2 市場圏の混在

鎌倉・室町期において、様々な商人・職能民が一定の行動原理の下に活動する。その活動領域をそれぞれの市場圏とみなしておく。その範囲は、市庭として栄えた商業都市を核としながらも、財・サービスごとあるいは時代の局面ごとに異なりつつ、在地領主の支配領域とは無関係に錯綜していた。そのような錯綜する市場圏のなかでビジネス感覚を駆使する商人らを網野(1994)が高く評価しているが、逆に言えば買い手が不完全情報を克服するには相当程度のコストがかかることになった、と言える。

商人・職能民たちは、「古実」あるいは「古法」といった取引慣行に則って行動していた。15世紀頃になるとそれら慣行は「座中法度」というかたちで成文化したルールとなる。このルールに即して共通の行動原理に即して行動する商人・職能民の集団が座である。座は権威ある主

¹⁰⁾ 日本史とヨーロッパ史との比較という点では浦長瀬 (1997), さらに中国や東アジアとの関わり合いという点では大田 (1995) などを参照.

¹¹⁾ 阿部 (1972) は 1176 年における土地・家屋の売渡証書(枯却状)において宋銭による価値表示がなされていたことを紹介している。

¹²⁾ 中国産銭貨の流入が進む一方、物価の下落傾向が観察される(神木 1968; 松延 1989; 中島 1999; 西川 1999). 横山(2011)は、マネーサプライが極めて少ない状況下でマネーサプライが増大することで貨幣の購買力および買い手の交渉力が増大したという解釈を提示している。

体を本所と仰ぎ、商人札・補任状を与えられたり、本所の神人帳に記録されたりすることで、営業・販売の権利を手に各地で活動する。興福寺は山城や大和に塩座を、あるいは大和に漆座、素麺座、油座などを抱えていた。あるいは天皇の神輿を担ぐ駕輿丁座は四府とよばれる役所を本所としていたし、施薬院とよばれる公的な医療機関のもとには薬商売座が結成された。座のメンバーは朝廷・有力貴族・寺社に財や労働力を提供する代わりに営業・販売を独占する権利を得ていた¹³.

市庭は商人・職能民にとって政治権力の及ばない領域とされる(網野 1987; 桜井 2002a).座の行動規範など、様々な商人・職能民の活動領域が在地領主の支配領域とは全く無関係に形成されていた。商業コミュニティがそれぞれ独自に活動することで、在地領主は領内だけで自給自足を実現できないことのジレンマに悩まされることになる。商業コミュニティのメンバーは得られた権威のもと商業活動を行いつつ、各地を遍歴していた。商人・遍歴民のなかには文書を偽造して活動する者も現れた。市あるいは関所などでは札狩りと称された監査と取締りが行われたが、在地領主が職能民を掌握するには限界があった¹⁴⁰.

戦国大名が在地領主となると、商業コミュニティを掌握できないジレンマは深刻な問題となる。家臣の衣食を充実させることは戦国大名にとって重要な政策課題であった。軍事規模が拡大するにつれてその課題はより切実となる。

やがて戦国大名のなかには、座がメンバーに要求するノルマや、旧来の権威が保証した権利関係を否定する代わりに、指定区域で商売する権限を認めるものが現れた。これがいわゆる楽市・楽座である。実際に掲げられかつ現存最古のものとして織田信長が岐阜の加納に掲げた楽市令の制札がある。その制札には宛名が楽市とあり、以前からこのような経済特区が設定されていたことが窺える¹⁵.

座のネットワークのもとで活動していた商人は楽市楽座の指定区域においては新規参入業者 であり、商人にとってその指定区域はまさに新天地であった.

2004年、神戸の歳田神社にて楽市令を認める制札が発掘された.これは秀吉が1580年に楽市を認めたことを示す史料として注目を集めた.やがてその秀吉が、さらに徳川政権が全国を支配するに及び、職業固定化を促す諸々の施策により座は事実上消失する.これに加えて、統

¹³⁾ 座に加わらなければ座中法度に拘束されることはなかったが、座に加わらずに済んだのは特定商品の販路を掌握していた一部の商人などに限られ、概してどこかの座のメンバーにならざるを得なかった(桜井 2002b).

¹⁴⁾ その一方で、形骸化した律令制の施設とはいえ、徴税権をいまだ行使していた国衙は、租税を広範囲に 輸送する海上交通の業者、問丸などと結びつき、商業ネットワークを掌握していた(網野 1980: 永原 1980; 綿貫 2003: 佐藤 2004). 在地領主の支配領域を超えながらも、律令制下の官庁の管理範囲のなかで複数の 商業コミュニティが活動していたのである。

¹⁵⁾ 安野 (2009) は、信長が近江安土の城下に発した楽市令について、徳政(債務債権契約の破棄)の禁止、つまり金融業者の保護という視点からその斬新性を強調している。金融取引の面で契約のエンフォースメントを活用する意図を楽市令に読み取ることができる。

一政権を掌握する主体が貨幣を発行するようになること、および度量衡基準が統一されること を通じて、全国市場形成の素地がようやく形成される。

4 裁定とエンフォースメント

4.1 エンフォースメントの黎明

各々の市場圏は在地領主の支配領域と無関係に錯綜しており、その要である市庭は政治権力の及ばない領域であった(網野 1987; 桜井 2002a). したがって在地領主の手で財産権侵害に対する懲罰を与えるには限界があった. 鎌倉幕府が 1232 年に御成敗式目を制定する際に公家法を否定して以後は、トラブル解決を朝廷に求めることはできなかった. 座のメンバー同士のトラブルであれば. 内部規律によって解決できたであろう¹⁶. 座を超えたトラブルとなれば幕府に訴えることにもなるが、1297 年永仁の徳政令で明文化されたように、金銭貸借の訴訟に対して、幕府の態度は冷淡であった(笠松 1979; 山本 1994). 仮に幕府もしくは在地領主の手によって訴訟の手続きが取られた場合、商人・職能民は、ある特殊な合意形成ルールに従うことになる. 具体的には、(i) 年齢階梯を重視して経験豊富な人間の主張を尊重する、(ii) 湯起請(争う両者とも熱湯に入れた石を神棚に設置し、焼けただれの少ない方が正しいとする)や鬮(くじ)のように超越的存在による決着に委ねる、などの手法がとられていた. ことに(ii) は証拠も証人もなく立証不可能な案件に関するトラブルを解決する手立てとされた (山本 1994).

みずから納得のいく解決手段に打って出るため、権利を保護するものとして文書を残す必要が生じた。商人・職能民は文字を読み書きする能力、金銭取引を記録する能力を養い、それなりのビジネス・スキルを身につけていく(網野 1994: 2003)。こうして貨幣を軸に商業が発達しつつある段階において、権利問題が自覚・問題視されるようになった。

鎌倉時代においては、金銭貸借について、債務を返済しないままでいることを是認する風潮があったとされる。ただしその風潮も変化した。室町幕府は手数料収入欲しさに、徳政一揆に応じて徳政令を発し、債務債権関係の破棄を言い渡す。これは貸金業者(酒屋・土倉)による貸し渋りを引き起こす(桑山 2006)。貸金業者は徳政の無効を訴え、ついには手数料を支払うことで徳政の適用を免れるようになった(山本 1994)。エンフォースメント税とでも言うべき負担を通じて債権を貫き、債務者に返済を迫ることができる。その後、戦国大名が楽市令を通じて経済特区内に介入することで、債権者の権利は支配者の警察と司法の絶大な力を背後に守られるようになった。

¹⁶⁾ 座のメンバーを追放されても、他の座の新たなメンバーとなる可能性がある。不正が明らかになっても 期待所得が急激に低下することはない。こうなると再雇用時には報酬水準をよほど高くしない限り不正の 機会費用が大きくならない。詳細な検討は今後の課題とされよう。

4.2 徳川政権

徳川政権は統一度量衡基準のもと貨幣発行主体として全国を支配する¹⁷. 同時に,エンフォースメントを通じて市場統合の制度的基盤を構築する. しかしながらそれはときとして統合化されつつあった市場を再度分断させるに至るほど不完備なものに終わった. まして,徳川政権黎明期には,地域間価格差を利用して裁定を行なおうとするもの,いわゆる遠隔地取引商人がマージンを稼いでいた (桜井 2002 b).

その取引に用いる貨幣であるが、中国産貨幣は16世紀には使われなくなり、かわりに交換手段として米が重宝される(西川1999)¹⁸⁾. 徳川政権はようやく国産貨幣を鋳造発行する. 金貨が東日本で、銀貨が西日本で、さらに銅あるいは鉄からなる銭貨の3つとならんで米が全国で交換手段として用いられるようになる¹⁹⁾.

この徳川政権にとって、米価は重要な政策案件であった。武士には俸給として原則的に一定量の米が支給された。徳川政権の米価政策は、武士階級の硬直的な名目賃金所得水準の維持・向上を図るケインズ的金融政策として位置づけられる(Yamamura 1974;脇田 2004;服部・横山 2010)。米価の下落は武士の実質所得低下を意味し、米価の地域間格差が拡大すれば、武士の所得格差が生じることになる。

図2は、江戸、大坂、名古屋、会津、信州、長州、熊本、福知山、播州、近江、出羽および 広島の8カ所の年平均米価の変動係数を1739年から1857年までの各年次について示してい る. 変動係数が1830年代後半にむしろ拡大する.

図 3 は江戸と大坂の米価比であり、江戸市場の米価が大坂市場の何倍かを示すものである. 1810 年前後で 1 に近づいており、連動性が認められる²⁰⁾. しかし 1830 年代から価格連動が不安定になる. つまり米価の地域間格差が 1830 年代に著しく拡大するまでは価格の連動性が認められる(岩橋 1981;宮本 1988;岡崎 1999;Okazaki 2005).

1830年代に裁定機会が増大するまで各地域の市場が統合されていた背後事情として, 1820年代まではエンフォースメントが機能していた点をあげることができる(岡崎 1999; Okazaki 2006). 具体的には、相対済令と株仲間である.

相対済令は、金公事、すなわち金銭トラブルに関する訴訟受付を停止する法令である. 計10

¹⁷⁾ とはいえ、徳川政権下の度量衡基準は政権成立時より全国一律に一貫して保たれていた訳ではない。この点については例えば重量単位と貨幣単位の関係について論じた桜井(1996)参照。

¹⁸⁾ Kiyotaki and Wright(1989; 1991; 1993)においては、貨幣として一般的受容性を持ちうるものであれば何でも貨幣になる。それが米であろうが非貨幣均衡に逆シフトした訳ではない。

¹⁹⁾ この複層的な貨幣制度は、金貨、銀貨および銭貨の3つの鋳造貨幣に着目して三貨制とよばれる。このような捉え方には再検討・再検証の必要性が指摘されている(金融研究会1998).

²⁰⁾ 報告は割愛するが、グランジャーの因果性検定(Granger causality tests)でも大坂から江戸への因果性が認められる。

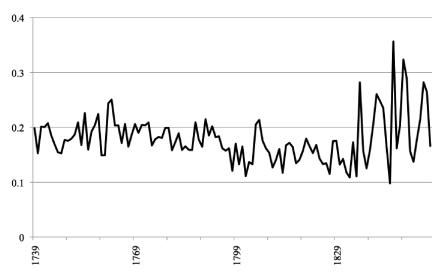


図2 江戸, 大坂, 名古屋, 会津, 信州, 長州, 熊本, 福知山, 播州, 近江, 出羽および広島の年平均米価の変動係数: 1739-1857(岩橋 1981)

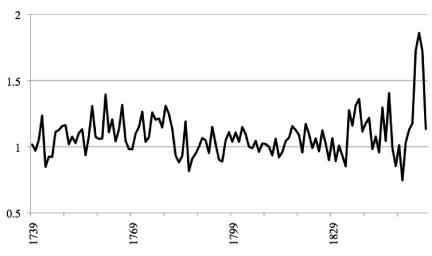


図3 江戸・大坂間の米価比 (江戸 / 大坂): 1739-1857 (岩橋 1981)

回,約20年に1度の割合で発令がなされている(石井1960;1982; 岡崎1999; Okazaki 2006). 相対済令は、間接的に返済を強要し、債権を保護する法令であり、(A)債務放棄はあってはならないという前提で当事者同士で解決すること、そして(B)債務返済を怠る不届き者は債権者の申し出により処罰対象となること、を規定していた(石井1960;1982;大石1961;1998).

相対済令制定の背後事情として、大石(1961:1998)は訴訟案件が膨大な数に及んだことをつきとめている。8代将軍徳川吉宗が享保の改革に際して相対済令を発令するのは1719年のことである。その前年、1718年の時点で江戸町奉行の訴訟総数は47,731件、そのうち金銭ト

ラブルは 35,790 件を数えた²¹⁾. 相対済令は受付停止により訴訟コストを減らしつつ間接的に返済を強制する法令であった. 訴訟コストの削減という点では, 同時期に吉宗が『公事方御定書』の上下巻を編纂させた点も看過できない. 上巻は基本法令, 御定書百箇条として知られる下巻は判例に基づく刑事法令である. 判決マニュアル作成により奉行所は訴訟手続きを簡素化した (大石 1994; 大石 2006). 吉宗は改革を通じて, 司法コストダウンとエンフォースメントの徹底を両立させたのである²²⁾.

エンフォースメントに関してさらにクローズアップされてくるのが株仲間である。徳川政権は、商業コミュニティによる流通システムの占有を嫌がり、しばしば商人の集団化に規制を加える。しかし徳川吉宗は、倹約令のもと商業統制を図り、冥加金を上納させるかわりに徳川公認の同業者集団として営業・販売の独占権を与えた。さらに田沼意次は、幕府の金銭収入増大を図って積極的に公認を進めた。非公認の同業者集団は願株、公認の同業者組合を御免株とよんで区別した。特に徳川公認の御免株は、情報共有に基づいて強く結託した組織であった(宮本1938)。これが株仲間である。

岡崎 (1999) や Okazaki (2005) は、株仲間の参加メンバーとなった商人らが、マグリビ商人 と同じ多角的懲罰戦略、MPS を採用していたと推察している。 公権力によるエンフォースメントに後押しされるかたちで私的秩序のエンフォースメントが成立していたことの傍証として 株仲間組織を捉えることができる.

図2および図3にある1830年代における,裁定機会の増大要因は,商人らが,株仲間という情報収集のよりどころを失ったためといえる.株仲間組織は1830年代頃には形骸化・衰退していた(宮本1938).さらに追い打ちをかけるように,1842年株仲間停止令が制定され,株仲間は解散する.これは流通システムの占有を否定するための法令であった.1851年に株仲間は再興されるとはいえ、株仲間を軸とした裁定行動は希薄化していた²³⁾.

株仲間停止令発令の翌年,1843年,札差(武士への俸給授受の仲介業者)に対する武士の債務を無利子とし,長期年賦により返済を言い渡した.つまり相対済令の原則を打ち破っていた訳である。米取引に関わる札差は公権力の後ろ盾を完全に失い,半数以上の49件が閉店し,徳川政権に衝撃を与えることになった(竹内1965;北原2008).

²¹⁾ 同年に江戸町奉行が処理できたのは11,651件である.1件の訴訟解決に必要な労力を均等にみなすなら、金銭訴訟の受付がゼロになれば他の案件は概ねペンディングせず処理できる.

²²⁾ しかしながら岡崎 (1999) および Okazaki (2006) は,幕府の訴訟案件が膨大に及んでいたことに焦点を当て,奉行所の訴訟解決能力が著しく低いとして限界的側面を強調し,公権力によるエンフォースメントを実質上見出していない.

²³⁾ 堂島米会所における米の先物市場と現物市場との間の裁定行動が相当程度の合理性を有していたとされるが、その効率性も1830年代以降には低下している(脇田1996;高槻2012).

4.3 明治維新

徳川政権は、その経済が充分な市場統合を持続できるほどに裁定行動を保証する技術的要因を備えていた。しかしながら 1840 年代における施策で、それは台無しとなってしまった。とはいえ徳川政権のエンフォースメントは、国民一人一人の財産権を保護するという原則を法律に明記することもなかった。

財産権が明記されたという点では 1889 年発布大日本帝国憲法の第 27 条に「日本臣民ハ其ノ所有權ヲ侵サル、コトナシ」、「公益ノ爲必要ナル處分ハ法律ノ定ムル所ニ依ル」と明記されたことが重要な分岐点となる。 さらに第 57 条には「司法權ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所之ヲ行フ」とされ、司法権の独立が定められた。 Nakabayashi and Okazaki (2010) は裁判制度が 1880 年代までに整備されていたとしており、この局面において公権力のエンフォースメントは全国市場を視野に、全国民(臣民)を対象とするようになった。

商法は1890年に制定、翌年施行され、さらに1899年に改正された。伊牟田(1976)は、商 法改正を通じて有限責任原則や株主の権利規定が充実するとともにその間に株式会社の株主数 が増大する傾向を読み取っている。1911年にも不正重役に対する民事責任の強化などが盛り 込まれるなどの改正がなされ、これが株式市場の上場会社数増大に寄与することになった (Hamao, et al. 2009).

小岩(1981:2003)は、米価の地域間格差の推移を図るものとしてやはり変動係数の推移を捉え、裁定機会が枯渇するプロセス、すなわち市場統合が進んで 1900 年前後には全国市場が形成される局面を捉えている(図4) 24).

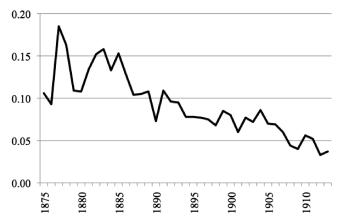


図4 地域別米価の変動係数:1875-1913 (小岩 1981) 注:地域数は年により違うが、23 箇所から47 箇所の範囲をとる

²⁴⁾ 米穀市場については持田(1970)の議論も参照.

1890年代から1900年代にかけて、銀行の金利格差の縮小にともない金融市場も統合化が進む (寺西1982;1991;2003; Mitchener and Ohnuki 2007). 通信技術の進歩を通じてより複雑な情報交換が可能になることで各々の市場は結びつけられるようになる. 株式市場についても、投資家の合理的裁定行動を裏付ける実証結果が報告されている (片岡1987;1999; 片岡, et al. 2004).

5 おわりに

物々交換経済から貨幣経済へのシフト、それによって局地的に形成された様々な市場圏が全国統一を果たした政権を通じて統合される素地を与えられ、一度は制度設計の失敗により瓦解しながらも、明治維新を経て日本の全国市場が完成した。こうして、様々な市場が裁定行動を通じて結節点を持つ状況のなかで、しばらくの間、日本は経済成長を実現していく、全国統一政権が登場したとしても、エンフォースメントに関する制度整備に不備があれば、資源配分機能は低下する。明治維新を経てようやく全国市場が成立する。

岡崎 (1990) が戦前日本において市場メカニズムがそれなりに効率的な資源配分を実現していた可能性を示唆した。これに対し、西川 (1990) は次のような猛烈な反論を提示した。

「ここで想い起こされるのは故高橋幸八郎先生の述懐である. 一高の学生であった先生が故郷の福井に帰省される途中の停車駅でみたのは、柳行李ひとつをかかえて都会へ売られていく娘さんであった. 先生は必ずつけ加えて「これが私の学問の原点です」と言われるのであった. 日本資本主義の後進性を岡崎氏が躍起となって否定されようとするのは、またそれなりの価値観があってのことであろう. バラ色とまではゆかなくともせめてもう少し明るい色合いで過去を描きたいというのであれば、あえて異議をさしはさむつもりはない. しかし、そのようないわば価値観の転換を市場の論理でやってのけようというのは、無理というものであろう. たとえ岡崎氏がグラフを何百枚重ねようと、方程式を何百本連ねようと、この方法では通説はビクともしない」(西川 1990、251 頁).

Hicks (1969) は、奴隷制が経済発展のプロセスから消滅したことの経済の面からの理由として、奴隷労働の固定費用があまりに高く、自由労働が安上がりとあった点を指摘している²⁵⁾. 市場経済の発達とともに、様々な財・サービスのクオリティが価格表示されるようになった. そのプロセスで、人間の労働力のみならずその身体までもが売買の対象となった哀しい過去は、確かに消えることのない汚点ではある. だからこそ、市場経済の発達というとき、賃金体系や奴隷労働の価格形成がどのように推移したのかをふまえておく必要がある. 戦前の段階でいわゆる身売りが盛んにおこなわれていたとすれば、市場経済のどこかに、それを許す余地があり、

²⁵⁾ あるいは Fenoaltea (1984) のように、インセンティブ付与の方法と対象とする労働内容との関係性に着目する議論もある.

それがいかに現れ、消えたのかを探ることに意義が見出されよう.

本稿は、貨幣の登場とともに市場圏が統合化されるプロセスを描いたにすぎないが、賃金、あるいは労働のインセンティブ付与を主たる関心事とした場合にどのような上書きが可能なのか、労働市場、資金市場も視野に含めより包括的に実体経済の歴史的パースペクティブを追究する必要が残されている。

参考文献

- 網野善彦(1980)『中世荘園の様相』, 塙書房.
- 網野善彦 (1987)『無縁・公界・楽〈増補版〉』, 平凡社 選書
- 網野善彦 (1994)「貨幣と資本」朝尾直弘編『岩波講座 日本通史 9 中世 3』, 岩波書店.
- 網野善彦(2003)『海と列島の中世』,講談社文庫,講 談社.
- 阿部謙二 (1972)『日本通貨経済史の研究』, 紀伊国屋 書店
- 安良城盛昭(1989)『天皇·天皇制·百姓·沖縄』,吉 川弘文館。
- 安野眞幸 (2009)『楽市論 初期信長の流通政策』, 法 政大学出版局.
- 石井寛治(1991)『日本経済史 第2版』,東京大学出版会
- 石井良助(1960)『日本法制史概説』, 創文社.
- 石井良助(1982)『近世取引法史』, 創文社.
- 井上正夫 (1999)「市場と貨幣に対する律令政府の支配力」、『社会経済史学』第65巻第2号25-46頁.
- 井上正夫(2000)「平安中期の銅銭流通途絶と使庁権 力拡充の問題」,『社会経済史学』第66巻第3号 3-22頁.
- 今井亮一 (2007)「サーチ理論の全体像」, 今井亮一・ 工藤教孝・佐々木勝・清水崇『サーチ理論』, 東京 大学出版会.
- 伊牟田敏光(1976)『明治期株式会社分析序説』,有斐 図
- 岩橋勝 (1981) 『近世日本物価史の研究―近世米価の 構造と変動』、大原新生社.
- 宇佐見隆之(1999)『日本中世の流通と商業』, 吉川弘 文館
- 浦長瀬隆 (1997)「コメント―日本史から (第 65 回大会特集号,共通論題「市場史の射程」)」、『社会経済史学会』第 63 巻第 2 号 122-130 頁.

- 大石慎三郎 (1961)『享保改革の農村政策』, 御茶の水 書房.
- 大石慎三郎(1994)『吉宗と享保改革』, 日本経済新聞 **
- 大石慎三郎 (1998)『享保改革の商業政策』, 吉川弘文 館
- 大石学(2006)『大岡忠相』, 吉川弘文館.
- 大田由紀夫(1995)「12~15世紀初頭東アジアにおける銅銭の流布一日本・中国を中心として」、『社会経済史学』第61巻第2号20-48頁.
- 岡崎哲二 (1990)「戦前期日本の景気循環と価格・数量調整―綿糸紡績業の場合―」,吉川洋・岡崎哲ニ編『経済理論の歴史的パースペクティブ』,東京大学出版会.
- 岡崎哲二 (1999) 『江戸の市場経済 歴史制度分析から みた株仲間』、講談社選書メチエ.
- 岡崎哲二 (2005)『コア・テキスト経済史』,新世社. 笠松宏至 (1979)『日本中世法史論集』,東京大学出版 会
- 片岡豊(1987)「明治期の株式市場と株価形成」,『社 会経済史学』第53巻第2号.
- 片岡豊 (1999)「戦前期の株式取引所と場外市場」、『白 鳳大学論集』第13巻第2号.
- 片岡豊・丸淳子・寺西重郎 (2004)「明治後期における 株式市場の効率性の分析 (上)」『証券経済研究』 第47号.
- 加藤英明 (2003) 『行動ファイナンス 理論と実証』, 朝倉書店.
- 神木哲男(1968)「中世後期における物価変動」、『社会経済史学』第34巻第1号21-38頁.
- 北原進(2008)『江戸の高利貸―旗本・御家人と札差 ―』, 吉川弘文館.
- 清滝信宏 (1988)「貨幣と社会的分業」,鬼塚雄丞・岩 井克人編『現代経済学研究』,東京大学出版会.

- 金融研究会(1998)「江戸期三貨制度について」,『金融研究』第17巻第3号.
- 工藤教孝(2007)「第6章 貨幣と価格」, 今井亮一・ 工藤教孝・佐々木勝・清水崇『サーチ理論』, 東京 大学出版会.
- 桑山浩然 (2006) 『室町幕府の政治と経済』, 吉川弘之 館
- 小岩信竹 (1981)「明治期における米価及び他商品価格の地域間変動について」、『弘前大学経済研究』 第4巻.
- 小岩信竹(2003)『近代日本の米穀市場―国内自由流 通期とその前後』,農林統計協会.
- 桜井英治 (1994)「職人・商人の組織」, 朝尾直弘編『岩 波講座日本通史 9 中世 3』, 岩波書店.
- 桜井英治 (1997)「日本中世における貨幣と信用について」、『歴史学研究』703 号。
- 桜井英治 (2002 a) 「Ⅱ 商人の登場 2章 中世・近世の商人」, 桜井英治・中西聡編『流通経済史』, 山川出版社.
- 桜井英治(2002 b)「Ⅲ 市場の形成 1章 中世の 商品市場」, 桜井英治・中西聡編『流通経済史』, 山川出版社.
- 桜井信哉 (1996)「江戸時代における貨幣単位と重量 単位一大黒作右衛門の「刃」の名目化=貨幣単位 化意図を事例に」、『社会経済史』第62巻第4号 486-511頁。
- 笹本正治(2002)『日本の中世3 異郷を結ぶ商人と 職人』、中央公論社、
- 佐藤泰弘 (2004)「荘園制と都鄙交通」,歴史学研究会・ 日本史研究会編『日本史講座 3 中世の形成』, 東京大学出版会.
- 清水崇(2007)「第5章 貨幣のサーチ・モデル」,今 井亮一・工藤教孝・佐々木勝・清水崇『サーチ理 論』,東京大学出版会.
- 高槻泰郎(2012)『近世米市場の形成と展開―幕府司 法と堂島米会所の発展』、名古屋大学出版会。
- 竹内誠(1965)「第五章 幕府経済の変貌と金融政策 の展開」、古島敏雄編『日本経済史体系4 近世 下』、東京大学出版会、
- 竹内亮 (2010)「古代官営採銅事業と雇役制―長登銅 山跡出土の庸米荷札木簡をめぐって―」、栄原永 遠男・西山良平・吉川真司編『律令国家試論集』、 塙書房.
- 寺西重郎 (1982)『日本の経済発展と金融』,岩波書店. 寺西重郎 (1991)『工業化と金融システム』,東洋経済

新報社.

- 寺西重郎(2003)『日本の経済システム』, 岩波書店. 中島圭一(1999)「日本の中世貨幣と国家」, 歴史学研 究会『越境する歴史学』, 青木書店.
- 永原慶二(1980)『日本経済史』, 岩波全書.
- 西川純子(1990)「均衡論と歴史認識」, 吉川洋・岡崎 哲二編『経済理論の歴史的パースペクティブ』, 東京大学出版会.
- 西川祐一 (1999)「江戸期三貨制度の萌芽―中世から 近世への貨幣経済の連続性―」、『金融研究』第 18 巻第 4 号。
- 服部恵・横山和輝 (2010)「マネーサムライ:貨幣改鋳 は旗本・御家人の実質所得を増大させたか?」, 『オイコノミカ』第46巻第4号105-117頁.
- 早島大祐 (2006)『首都の経済と室町幕府』, 吉川弘文 館.
- 松延康隆 (1989)「銭と貨幣の概念」, 網野善彦・塚本学・宮田登『列島の文化史 6』, 日本エディタースクール出版部.
- 宮本又次(1938)『株仲間の研究』、有斐閣.
- 宮本又郎(1988)『近世日本の市場経済』,有斐閣.
- 持田恵三(1970)『米穀市場の展開過程』,東京大学出版会.
- 柳川範之(2006)『法と企業行動の経済分析』,日本経済新聞出版社。
- 山本幸司 (1994)「中世の法と裁判」, 朝尾直弘編『岩 波講座日本通史 9 中世 3』, 岩波書店.
- 横山和輝 (2011)「鎌倉・室町期日本の貨幣経済」、『オイコノミカ』第47巻第3・4合併号。
- 脇田成(1996)「近世大坂堂島米先物市場における合理的期待の成立」、『経済研究』第47巻第3号.
- 脇田成(2004)「近世大坂堂島米市場の非定常時系列 分析」、『先物取引研究』日本商品取引員協会、第 9巻第1号 No. 13.
- 綿貫友子(2003)「中世の都市と流通」, 榎原雅治編『日本の時代11 一揆の時代』, 吉川弘文館.
- Acemoglu, D., S. Johnson, J. A. Robinson, and Y. Thaicharoen (2003), Institutional Causes, Macroeconomic Symptoms: Volatility, Crises, and Growth, *Journal of Monetary Economics* 50 (1), 49–122.
- Banerjee, A. and E. Maskin (1996), A Walrasian Theory of Money and Barter, *Quarterly Journal* of Economics, 111: 955–1005.
- Barrett, C. (2001), Measuring Integration and Effi-

- ciency in International Agricultural Markets, Review of Agricultural Economics 23: 19-32.
- Burdett, K., and K. Judd (1983), 'Equilibrium price dispersion'. Econometrica, 51(4), pp. 955-69.
- Che, J. and G. Facchini (2004), Dual Track Liberalization: With and Without Losers, William Davidson Institute Working Paper Number 661 February 2004.
- Fackler, P. and Goodwin, B. (2001), Spatial Price Analysis, in *Handbook of Agricultural Economics*, vol. 1 B, eds. B. Gardner and G. Rausser, Amsterdam: Elsevier.
- Fenoaltea, S. (1984), Slavery and supervision in Comparative Perspective: A Model, *The Journal of Economic History*, 44(3): 635-638.
- Greif, A. (1993), Contract Enforceability and Econoic Institution in Early Trade: the Maghribi Traders' Coalition, American Economic Review, 83 (3): 525-48.
- Greif, A. (2006), Institutions and the Path to the Modern Economy, Cambridge: Cambridge University Press.
- Haggard, S. and L. Tiede (2011), The Rule of Law and Economic Growth: Where are We?, *World Development* 39(5): 673–685.
- Hamao, Y., T. Hoshi and T. Okazaki (2009), Listing Policy and Development of the Tokyo Stock Exchange in the Pre-War Period, in *Financial Sec*tor Development in the Pacific Rim, East Asia Seminar on Economics, Volume 18, eds. T. Ito and A. K. Rose, The University of Chicago Press.
- Head, A., G. Menzio, L. Q. Liu, and R. Wright (2011), Really, Really Rational Inattention: Or, How I Learned to Stop Worrying and Love Sticky Prices. mimeo.
- Hicks, J. (1969), A Theory of Economic History, Oxford: Clarendon.
- Jean, K., S. Rabinovich, and R. Wright (2010), On the Multiplicity of Monetary Wquilibria: Green-Zhou meets Lagos-Wright, *Journal of Economic Theory*, 145: 392-401.
- Kiyotaki, N. and R. Wright (1989), On Money as a Medium of exchange, *Journal of political Economy* 97: 927–954.
- Kiyotaki, N. and R. Wright (1991), A Contribution to

- the Pure Theory of Money, *Journal of Economic Theory* 53: 215–235.
- Kiyotaki, N. and R. Wright (1993), A Search-Theoretic Approach to Monetary Economics, *American Economic Review* 83(1): 63-77.
- Kocherlakota, N. R. (1998), Money Is Memory, Journal of Economic Theory, 81: 232-251.
- McMillan, J. (2002), Reinventing the Bazaar: A Natural History of Markets, W W Norton & Co Inc
- Mitchener, K.J. and M. Ohnuki (2007), Capital Market Integration in Japan, Monetary and Economic Studies 25(2): 129–154.
- Nakabayashi, M., and T. Okazaki, *The Role of Courts in Economic Development: The Case of Prewar Japan*, CIRJE Discussion Paper Series No. F-517, The University of Tokyo.
- North, D. C. (1990), *Institutions, Institutional Change* and Economic Performance, Cambridge: Cambridge University Press.
- North, D. C. and R. P. Thomas (1973), The Rise of the Western World: A New Economic History, Cambridge: Cambridge University Press.
- Okazaki, T. (2005), The role of the merchant coalition in pre-modern Japanese economic development: An historical institutional analysis, *Explorations in Economic History* 42(2): 184–201
- Rostow, W. W. (1960), The Stages of Economic Growth: A Non-Communist Manifesto, Cambridge: The Cambridge University Press.
- Rothschild, M. (1973), Models of Market Organization with Imperfect Information: A Survey, *Journal of Political Economy*, 81(6): 1283-1308.
- Shi, S. (1995), Money and Prices: A Model of Search and Bargaining, *Journal of Economic Theory* 67 (2): 467–496.
- Shleifer, A. (2000), Inefficient Market: An Introduction to Behavioral Finance, Oxford: Oxford University Press.
- Trejos, A. and R. Wright (1995), Search, Bargaining, Money and Prices, *Journal of Political Economy* 103(1): 118-141.
- Watanabe, M. (2010), A model of merchants, *Journal* of Economic Theory 145(5): 1865–1889.
- Yamamura, K. (1974), A Study of Samurai Income

and Entrepreneurship: Quantitative Analyses of Economic and Social Aspects of the Samurai in Tokugawa and Meiji Japan, Charles E. Tuttle Company Inc, Tokyo, Japan.

(2012年2月13日受領)